

報告第 9 号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

道路上の事故による損害賠償額決定につき、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

専決第 9 号

損害賠償額決定のこと

道路上の事故による損害賠償額決定につき、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 12 日専決

明石市長 丸 谷 聡 子

記

- 1 損害賠償額 金 94,332円
- 2 相手方 明石市在住の個人
- 3 事故の内容 令和7年10月26日明石市大久保町大窪882番地の5地先の道路上において、相手方乗用車が店舗の駐車場へ進入しようとした際、街渠柵のコンクリートが破損して生じた段差に車体下部が接触し、損害を与えたもの。

（提案理由）

本案は、道路上の事故による損害賠償額の決定につき、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項第8項の規定により専決処分したので、同法同条第2項の規定により報告するものである。